

■ GERMINATION

コーエン・ボイヤーの失敗 —生兵法の教訓—

山本 秀策



「知的財産戦略大綱」が小泉内閣により決定されました。大学の研究成果（発明）である知的財産を産業化し、日本の活性化を図ろうというのです。科学者が特許などの知的財産権を知らないでは済まされない時代に入ったのです。

発明は新規でなければなりません。この新規性は発明を特許にするための必要条件です。科学者というものは、自分の研究成果を世に問うべく、雑誌や学会で発表したものです。この行為は日本の科学技術の進歩に貢献するという意味においては、日本国特許法の精神に合致します。それゆえ、たとえ発表したとしても、その日から6ヶ月以内にその発明について特許出願をしたときに限り、法的には新規性を失わないことにしています。特許法30条に新規性喪失の例外としてその規定があります。

ところで、せっかくの発明が立派であればあるほど、日本国内だけでの特許に終らせるのは惜しすぎます。欧州はこのような例外を認めていないので、いったん発表してしまえば欧州での特許成立はあり得ません。欧州を視野に入れば、何としても発表前に特許出願を完了していなければなりません。

あの米国人コーエン・ボイヤー両博士が世界初の遺伝子組換え技術について世界制覇に失敗したのは、この新規性喪失の規定に無知だったからです。米国特許法は、日本の6ヶ月に対し、発表から1年と規定しています。彼らはこの1年を信じたがゆえに、日欧はもとより世界での特許取得を果せませんでした。特許などの知的財産権の獲得には、世界各国の特許制度を熟知した優れた特許戦略が要求されるゆえんです。

彼らの生兵法が幸いして、世界のバイオビジネスは何らの法的制約なく自由に展開できました。科学者、特に日本の科学者は、そのような恩恵に十分に浴していたためか、ヒトの遺伝子を特許の対象にすることに強く抵抗していました。ヒトの尊厳が損なわれるという単なる感情論での抵抗は、ジミー・カータ大統領の発案になるバイオ・サイエンスに関する米国の国家的大特許戦略の前にあまりに無力でした。ゲノム解読競争に敗退した後の、ポスト・ゲノムこそが日本の得意領域であるとの根拠のない自信も見事に粉碎され、バイオ分野の大半において米国の後塵を拝する結果になりました。日本としては、再生医療や糖鎖タンパク工学などの限られた分野にかろうじて期待をつなぐことができるだけとなりました。これも日本の戦略性のなさ、特に特許戦略のなさとは無縁ではありません。

特許出願には、学会や論文での発表とは違って、単なる新しい現象を述べるだけというわけにはゆきません。その研究成果を誰もが思い及ばなかったということ（進歩性）、そして産業上の利用可能性（有用性）を具体的なデータでもって示すことが要求されるのです。なまやさしいことではありません。発明者は、その発明によって産業の発展に貢献したということで経済的にも評価されるのですから、当然のことと言えます。

研究成果が優れていればいるほど、学会や論文での発表に終らせておくのは惜し過ぎます。特許出願は大衆への公開を前提とした特許登録のための手続です。その研究成果は、公開公報という刊行物の形で公表されます。名誉が保たれ、業績もまちがいなく残ります。ノーベル賞といえどもアカデミックであるということだけをもって選考されるわけではありません。発明発見がどれほど社会に貢献したかが受賞の選考基準なのです。このことは生理学・医学部門の審査員ハンス・ビクセル博士（スウェーデンのカロリンスカ医大）が明言しています。

研究成果は、何をおいても、まず、特許出願から始めるべきです。これが今の世界の常識であることに、科学者は目覚めなければなりません。これからの科学者はコーエン・ボイヤー両博士の失敗を繰り返してはなりません。